

令和3年度

福祉除雪事業のご案内

福祉除雪は、地域の支え合いとして
行われている事業です。

間口は
概ね幅 1.5 m

敷地内は歩行に
支障のない通路幅
(概ね 80cm)

福祉除雪は、高齢の方や障がいのある方が、通院や買物などの外出時に支障となる、道路に面した出入口部分(間口)と玄関先までの通路部分(敷地内)の雪を地域の協力員が除雪する事業です。

地域協力員は、地域のご近所の方々をはじめ、企業・団体など幅広い市民のみなさんであり、地域の支え合いとしてご協力いただいています。

この福祉除雪事業を利用できる方の要件や申請の手続きなどについて、お知らせします。

札幌市社会福祉協議会
札幌市

● 除雪の内容

- (1) 間口部分(道路に面した出入口部分)を概ね幅1.5m、敷地内は玄関先までの通路部分で歩行に支障のない80cm程度の幅を除雪します。間口部分の除雪は1カ所のみとし、車庫前及びロードヒーティング使用部分は除きません。排雪は行わず、通路部分で除雪した雪は、敷地内に堆積します。また、歩道除雪路線については歩道と車道の間は除雪しません。
- (2) 実施期間は、**令和3年12月1日(水)～令和4年3月25日(金)**です。
- (3) 実施日は札幌市による道路除雪が行われた日(生活道路の新雪除雪のため、札幌市の除雪車が入った日)です。降雪の度に実施するものではありません。また、除雪の実施は1日1回とします。
- (4) 実施時間は道路除雪が行われた日の12時ころまでとし、利用者からの時間指定はできません。なお、大雪等やむを得ない場合には、実施が遅れることもあります。
- (5) 敷地内の通路部分が著しく長い場合、除雪内容(範囲や時間帯等)についてご相談させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

● 利用対象者

道路に面している一戸建ての住宅に住み(入院中・施設入所中の方は対象外)、約500メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住していない世帯で、世帯員全員が以下の条件のいずれかに該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯です。ただし、二世帯住宅等の形式で間口を共有している場合は、それらをひとつの世帯とみなします。

- (1) 70歳以上の方(生年月日が昭和27年4月1日以前の方)だけで構成されている世帯
- (2) 重度(1・2級)の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- (3) 70歳以上の方と重度の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- (4) 区社会福祉協議会が特に認める世帯

〔区社会福祉協議会が特に認める世帯と考えられる例〕

- 重度の知的障がいのある方または精神障がいのある方だけで構成されている世帯
- 中度(3・4級)の肢体不自由または内部障がいのある方だけで構成されている世帯
- 重度の身体障がいのある方と65歳以上の病弱の方だけで構成されている世帯
- 重度の身体障がいのある方と学齢児童以下の方だけで構成されている世帯
- 介護保険のサービスを利用している方だけで構成されている世帯

● 負担金のお支払い

下記の世帯区分により利用者負担金（一冬あたり）がかかります。

● 市民税非課税世帯	5,000円
● 市民税課税世帯	10,000円
● 生活保護世帯	無料

※中途解約の場合は、除雪活動の有無にかかわらず、月の途中で解約された場合も1月分とみなし、月割りで負担金が発生します。

● 利用のお申込み

● 申込先

- お住まいの区の社会福祉協議会
- お住まいの区の区役所の保健福祉課
- お住まいの地区のまちづくりセンター

利用申込書に必要事項を記入のうえ、上記のいずれかの場所にお申し込みください。

● 申込期間 **令和3年9月1日（水）～10月4日（月）**

- 利用の適否や地域協力員の調整に時間を要しますので、期間内でのお早めの申込みにご協力をお願いいたします。
- 申込期間中に申込みできなかった場合（申込期間に入院中であつたり、申込期間後の転居や世帯構成・身体状況に変化があつた場合等）には、お早めにお住まいの区の社会福祉協議会にご相談ください。なお、調整等に時間を要するため、除雪開始時期が遅れることもございますので、予めご了承ください。

● 個人情報の取り扱いについて

利用申込者の個人情報の取り扱いには細心の注意を払っておりますが、地域協力員の調整等を目的に、関係機関へ個人情報を提供する必要がありますので、予め同意願います。

なお、同意いただけない場合は本事業を利用できません。（同意いただける場合には利用申込書の同意確認書に記入願います。）また、同意を撤回したい場合は、お住まいの区社会福祉協議会までお問い合わせください。

【本事業における個人情報の利用目的】

- ・福祉除雪の実施決定調査（自己負担額の決定含む）
- ・福祉除雪の提供管理
- ・地域協力員の調整及び事業実施にかかる行政、民生委員・児童委員、町内会、福祉のまち推進センター、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所等との連携
- ・地域協力員に対する担当世帯の通知
- ・ボランティア活動保険にかかる保険会社への相談または届出等
- ・福祉除雪や業務の維持、改善に必要な基礎資料及び調査

● 決定等の通知

11月中旬に決定または非該当の通知をいたします。

なお、決定等にあたり自力で除雪ができるかどうかの確認や近隣に居住している子等の有無について、民生委員・児童委員または区社会福祉協議会職員等が確認にうかがう場合もありますので、ご了解願います。

福祉除雪“地域協力員”の募集

- ☆ パンフレット掲載の「除雪内容」で活動が可能な方であれば、性別や年齢は問いません。個人、ボランティア団体、NPO、福祉施設、学校、企業、どなたでもご参加いただけます。
- ☆ 一つの世帯をお仲間など複数の方で除雪をいただくことも可能です。
- ☆ 1シーズン通じてご協力いただいた方には、活動終了後、1世帯につき、21,000円の協力員活動費をお支払いします。なお、利用世帯に途中解約があった場合は、月割りで活動費を算出いたします。
- ☆ 地域協力員は通年で募集しておりますので、詳細については区の社会福祉協議会までお問い合わせください。



お問い合わせ先

お申込みや実施内容等については、お住まいの区の社会福祉協議会または区役所の保健福祉課までお問い合わせください。

お住まいの区	窓 口	電 話
中央区	中央区社会福祉協議会 中央区役所 保健福祉課	281-6113 205-3301
北 区	北区社会福祉協議会 北 区 役 所 保健福祉課	757-2482 757-2470
東 区	東区社会福祉協議会 東 区 役 所 保健福祉課	741-6440 741-2459
白石区	白石区社会福祉協議会 白石区役所 保健福祉課	861-3700 861-2443
厚別区	厚別区社会福祉協議会 厚別区役所 保健福祉課	895-2483 895-2471
豊平区	豊平区社会福祉協議会 豊平区役所 保健福祉課	815-2940 822-2451
清田区	清田区社会福祉協議会 清田区役所 保健福祉課	889-2491 889-2034
南 区	南区社会福祉協議会 南 区 役 所 保健福祉課	582-2415 582-4734
西 区	西区社会福祉協議会 西 区 役 所 保健福祉課	641-6996 641-6942
手稲区	手稲区社会福祉協議会 手稲区役所 保健福祉課	681-2644 681-2478